

法律・制度改正に伴うお知らせ

法律・制度改正に伴い本書の記載内容に変更がございます。お手数ですが、ご確認のうえ文章の訂正および図の差し替えをお願いいたします。

■よくわかる 管理栄養士 合格テキスト

ページ	箇所	旧	新
299	4. 食育基本法 2.	食育推進会議の会長は、【 内閣総理大臣 】である。	食育推進会議の会長は、【 農林水産大臣 】である。
319 320	栄養食事指導料	差し替え（次ページ⑩参照）	

4. 食育基本法

「食育の推進」に関する業務が、内閣府から農林水産省に移管されました。

③ 栄養サポートチーム加算（地域指定でない）

診療報酬算定点数	【200】点/週【1】回
算定要件：患者数	1チームにつき概ね【30】人以内
施設基準	栄養管理に係る所定の研修を修了した、専任の常勤【医師】、【看護師】、【薬剤師】、【管理栄養士】により構成されるチームを設置し、うち、いずれか1人は【専従】であること

④ 栄養食事指導料

	算定点数	算定条件	備考
外来栄養食事指導料	初回【260】点 2回目以降【200】点	初回【30】分以上、 2回目以降【20】分以上の指導	初回の指導を行った月は月【2】回、その他の月は月1回を限度とする
入院栄養食事指導料	初回【260】点 2回目【200】点	初回【30】分以上、 2回目【20】分以上の指導	入院中【2】回、週1回を限度とする
集団栄養食事指導料	【80】点	【15】人以下、 【40】分以上の指導	月1回を限度とする
在宅患者訪問栄養食事指導料	530点または450点	【30】分以上の指導	月【2】回を限度とする

LESSON

診療報酬における栄養食事指導料の算定に関する記述である。正しいのはどれか。1つ選べ。

- (1) 入院患者は、1週間に2回算定できる。
- (2) 外来患者は、初回月に3回算定できる。
- (3) 集団栄養食事指導料は、1回の指導時間30分で算定できる。
- (4) 集団栄養食事指導料は、入院患者と外来患者を同時に指導しても算定できる。
- (5) 成人の食物アレルギー食は、算定対象である。

解答 (4)

- (1) 1週間に2回 ⇒ 入院中2回 ⇨入院中2回を限度として算定します。ただし、1週間に1回を限度とします。
- (2) 3回 ⇒ 2回
- (3) 30分で ⇒ 40分で
- (5) 算定対象である ⇒ 算定対象でない ⇨食物アレルギーの栄養食事指導料（集団栄養食事指導料は除く）は、9歳未満の小児に限り、算定対象となります。